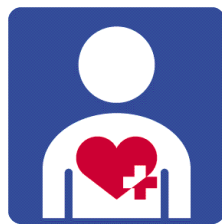


障害者福祉のしおり



長 門 市

～表紙のマークの意味について～

名称	概要等
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークで、「すべての障害者を対象」としたものです。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。
身体障害者標識(身体障害者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮(筆談等)を表すマークでもあります。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・肝臓・免疫機能)に障害がある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 そのため、このマークを見かけた場合には、公共交通の優先席や障害者用駐車スペースでの配慮についてご理解・ご協力をお願いします。
聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
盲人のための国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。
オストメイト/オストメイト用設備マーク 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者の事を言います。このマークはオストメイトである事、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)がある事を表しています。このマークを見かけた場合には、オストメイトとして身体内部に障害がある事、及びそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレである事にご理解、ご協力をお願いします。
ほじょ犬マーク 	施設や店舗での身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴の受け入れを啓発するマークです。 お店の入口でこのマークを見かけた時や、補助犬を連れている方を見かけた場合はご理解、ご協力をお願いします。
障害者雇用支援マーク 	障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認められた企業、団体に対して付与されるマークです。障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や、障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなるようにマークがあります。障害者雇用支援マークが企業側と障害のある人の橋渡しになるようご協力をお願いします。

1.相談窓口

長門市役所

◆本庁 地域福祉課 障害者支援班

TEL (0837) 23-1243

FAX (0837) 22-3680

◆健康増進課 健康推進班

TEL (0837) 23-1133

FAX (0837) 23-1168

◆三隅支所 (健康福祉担当)

TEL (0837) 43-0221

FAX (0837) 42-0555

◆日置支所 (健康福祉担当)

TEL (0837) 37-2193

FAX (0837) 37-2567

◆油谷支所 (健康福祉担当)

TEL (0837) 32-1111

FAX (0837) 32-2778

2.障害者手帳

身体障害者手帳

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

身体障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。

これらの制度を利用するためには、『身体障害者手帳』が必要です。

身体障害者手帳は申請に基づいて、身体に永続する障害（定められた程度以上）がある方に県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの
- 申請書、指定医師の診断書（用紙は各相談窓口にあります。）
 - 写真2枚（縦4cm×横3cm）

療育手帳

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

知的障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。

これらの制度を利用するためには、『療育手帳』が必要です。

療育手帳は申請に基づいて、知的障害者に対して、県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの
- 児童相談所の判定（18歳未満の方）
 - 知的障害者更生相談所の判定（18歳以上の方）
 - 申請書
 - 写真1枚（縦4cm×横3cm）

精神障害者保健福祉手帳

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

精神障害者の日常生活の自立を支援するために、いろいろな援助の制度があります。

これらの制度を利用するためには、『精神障害者保健福祉手帳』が必要です。

精神障害者保健福祉手帳は申請に基づいて、精神障害者に対して、県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの
- 申請書（用紙は各相談窓口にあります。）
 - 医師の診断書又は年金証書の写し
 - 写真1枚（縦4cm×横3cm）

★手帳をもっている方へ

このようなときは、必ず手続きをしましょう。

- ・障害がなくなったとき
- ・障害の程度が変更または、新しく別の障害が発生したとき
- ・住所、氏名が変わったとき
- ・保護者が変わったとき
- ・障害者本人が死亡したとき

3. 障害者を支援する制度

～ ① 障害福祉サービス ～

障害者総合支援法

2013年4月1日施行の障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）では、「制度の谷間」のない支援を提供する観点から、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病（難病等）であって政令で定めるものによる一定の障害がある人を加えています（児童福祉法においても同様の改正を行っています）。障害福祉サービス等の対象となる疾病は369疾病です（別表 参照）。

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「児童福祉法による給付」もあります。

1 福祉サービス体系

【対象】障害者・児（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病患者等）

※障害者手帳の所持は、身体障害者を除き、給付の要件とされていません。

※発達障害者、高次脳機能障害も障害者の範囲に含まれます。

※発達障害児も障害児の範囲に含まれます。

利用

自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護 ・重度訪問介護
- ・同行援護 ・行動援護
- ・療養介護 ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援 ・短期入所

訓練等給付

- ・就労移行支援 ・就労定着支援
- ・就労継続支援A型・B型
- ・共同生活援助
- ・自立訓練 ・自立生活援助
- ・宿泊型自立訓練

特定障害者特別給付費

計画相談支援給付費

補装具費

地域相談支援給付費
(地域移行・地域定着)

療養介護医療費

自立支援医療費

地域生活支援事業

- ・理解促進・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター
機能強化事業

児童福祉法による給付

障害児通所
給付費

障害児相談
支援給付費

高額障害児
通所給付費

障害児
入所給付費

高額障害児
入所給付費

２ サービス対象者とは

○身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者（発達障害者を含む）

○障害児 ○難病患者 ※下表一覧

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病）

※ 新たに対象となる疾病（３疾病） △ 表記が変更された疾病（５疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

番号	病名
１	アイカルディ症候群
２	アイザックス症候群
３	I g A腎症
４	I g G ４関連疾患
５	亜急性硬化性全脳炎
６	アジソン病
７	アッシャー症候群
８	アトピー性脊髄炎
９	アペール症候群
１０	アミロイドーシス
１１	アラジール症候群
１２	アルポート症候群
１３	アレキサンダー病
１４	アンジェルマン症候群
１５	アントレー・ビクスラー症候群
１６	イソ吉草酸血症
１７	一次性ネフローゼ症候群
１８	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
１９	I p 36欠失症候群
２０	遺伝性自己炎症疾患
２１	遺伝性ジストニア
２２	遺伝性周期性四肢麻痺
２３	遺伝性瘧炎
２４	遺伝性鉄芽球性貧血
２５	ウィーバー症候群
２６	ウィリアムズ症候群
２７	ウィルソン病
２８	ウエスト症候群
２９	ウェルナー症候群
３０	ウォルフラム症候群
３１	ウルリッヒ病
３２	HTRA Ⅰ関連脳小血管病 △
３３	HTLV-Ⅰ関連脊髄症
３４	A T R - X 症候群
３５	A D H 分泌異常症
３６	エーラス・ダンロス症候群
３７	エプスタイン症候群
３８	エプスタイン病
３９	エマヌエル症候群
４０	MECP 2 重複症候群
４１	LMNB Ⅰ関連大脳白質脳症 ※
４２	遠位型ミオパチー
４３	円錐角膜 ○
４４	黄色靱帯骨化症
４５	黄斑ジストロフィー
４６	大田原症候群
４７	オクシピタル・ホーン症候群
４８	オスラー病
４９	カーニー複合
５０	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん

番号	病名
５１	潰瘍性大腸炎
５２	下垂体前葉機能低下症
５３	家族性地中海熱
５４	家族性低βリポタンパク血症Ⅰ（ホモ接合体）
５５	家族性良性慢性天疱瘡
５６	カナバン病
５７	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
５８	歌舞伎症候群
５９	ガラクトース-Ⅰ-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
６０	カルニチン回路異常症
６１	加齢黄斑変性 ○
６２	肝型糖原病
６３	間質性膀胱炎（ハンナ型）
６４	環状20番染色体症候群
６５	関節リウマチ
６６	完全大血管転位症
６７	眼皮膚白皮症
６８	偽性副甲状腺機能低下症
６９	ギャロウェイ・モフト症候群
７０	急性壊死性脳症 ○
７１	急性網膜壊死 ○
７２	球脊髄性筋萎縮症
７３	急速進行性糸球体腎炎
７４	強直性脊椎炎
７５	巨細胞性動脈炎
７６	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
７７	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
７８	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
７９	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
８０	筋萎縮性側索硬化症
８１	筋型糖原病
８２	筋ジストロフィー
８３	クッシング病
８４	クリオピリン関連周期熱症候群
８５	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
８６	クルーゾン症候群
８７	グルコーストランスポーターⅠ欠損症
８８	グルタル酸血症Ⅰ型
８９	グルタル酸血症Ⅱ型
９０	クロウ・深瀬症候群
９１	クローン病
９２	クロンカイト・カナダ症候群
９３	痙攣重積型（二相性）急性脳症
９４	結節性硬化症
９５	結節性多発動脈炎
９６	血栓性血小板減少性紫斑病
９７	限局性皮質異形成
９８	原発性肝外門脈閉塞症 ※
９９	原発性局所多汗症 ○
１００	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病） △ 表記が変更された疾病（5疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	病名	番号	病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	ジュベール症候群関連疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	シュワルツ・ヤンベル症候群
110	好酸球性副鼻腔炎	160	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靱帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクロームステんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリシ症候群	180	成人発症スチル病 △
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病） △ 表記が変更された疾病（5疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	病名	番号	病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。） ※	260	乳児発症STING関連血管炎 ※
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腱黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症 △
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	PCDH19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	PURA関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV4異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎/多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病） △ 表記が変更された疾病（5疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	病名
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病 △
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ボルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群 △
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症

番号	病名
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症/ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
375	ロスマンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

3 障害福祉サービス

介護給付	サービス名	内容	事業所
	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	・ゆもと苑指定訪問介護事業所 ・ヘルパーステーションしあわせ長門 ・長門市社協ゆや居宅介護事業所
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	・ゆもと苑指定訪問介護事業所 ・ヘルパーステーションしあわせ長門 ・長門市社協ゆや居宅介護事業所
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	※長門市内には事業所がありません
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	※長門市内には事業所がありません
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の介護及び日常生活の支援を行います。	・山口宇部医療センター(宇部市) ・鼓ヶ浦ひばり園(周南市) ・広島西医療センター(広島県)
	生活介護	常に介護を要する人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	・あけぼの園(※入所の方のみ) ・湯免清風園 ・福祥苑 ・障害者支援センターゆうゆう ・ライブリーあそかの園(美祢市) ・さんみ苑(萩市) ・香生の里(萩市)
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	・あけぼの園 ・湯免清風園 ・福祥苑 ・さんみ苑(萩市) ・ライブリーあそかの園(美祢市)
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	※長門市内には事業所がありません
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	・あけぼの園 ・湯免清風園 ・福祥苑 ・さんみ苑(萩市) ・ライブリーあそかの園(美祢市) ・コロニー(防府市)

訓練等給付	サービス名	内容	事業所
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。	・ドリームスクールはぎ(萩市) ・ほっとホーム一歩社(下関市)

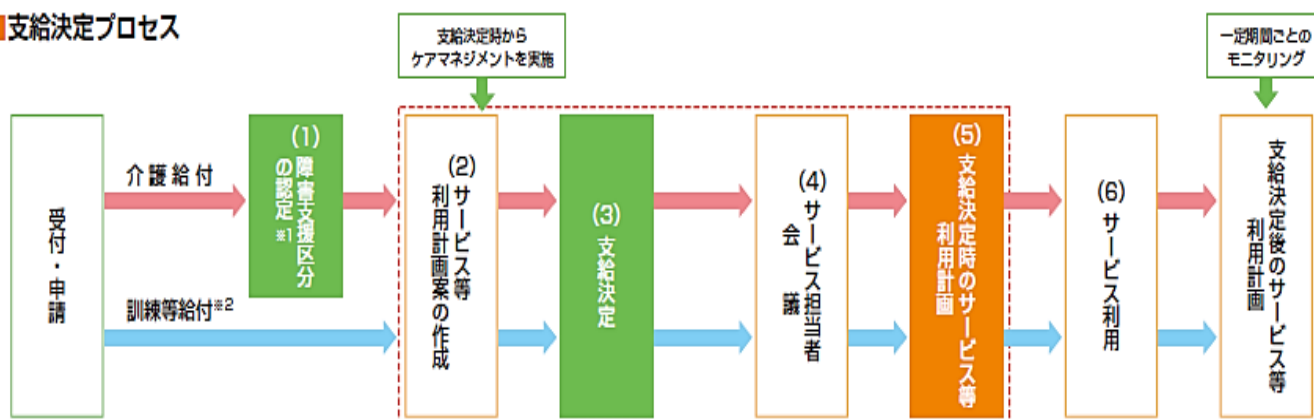
訓練等給付	サービス名	内容	事業所	
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	・ドリームスクールはぎ(萩市)	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	・つばき園(萩市) ・ドリームスクールはぎ(萩市) ・あそかの園(美祢市)	
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	A型	・なないろ(萩市) ・あいりす(萩市) ・きっちゃんセンターともの園(美祢市)
			B型	・キュアポート ・障害者支援センターゆうゆう ・長門福祉作業センター ・友愛センター ・ハピネスさざんか ・だいだい(萩市) ・あねもね(萩市) ・ハローフレンズ(萩市) ・なないろ(萩市) ・あそかの園(美祢市) ・コロニー(防府市)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。	・キュアプレイス三隅 ・ほのぼのホーム ・グループホームケアホーム あそかの園(美祢市)	
	就労定着支援	一般就労した障害のある方に対し就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導・助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。	※長門市内には事業所がありません	
	自立生活援助	施設等から一人暮らしをする知的・精神障害のある方に対し、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行い、地域生活を支援します。	※長門市内には事業所がありません	

障害児支援	サービス名	内容	事業所	
	児童発達支援	日常生活動作の習得や集団生活適応訓練、家族への関わり方等の支援を行います。	・児童デイ・ケアセンターあゆみ ・子ども発達支援センターからふる(萩市)	
	医療型 児童発達支援	児童発達支援と治療を行います。	・山口宇部医療センター	
	放課後等 デイサービス	学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供を行います。	・きらり ・くるみ ・ドリームキッズ(萩市) ・のびっこくらぶ(萩市) ・えーる(萩市)	
	保育所等 訪問支援	療育の指導者が保育所等を訪問し、対象児や保育士に対し集団生活に適應するための支援を行います。	・児童デイ・ケアセンターあゆみ ・子ども発達支援センターからふる(萩市)	

4 支給決定までの流れ

- ① 地域福祉課または各支所に申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ② サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所を決定します。
- ③ 利用者は相談支援事業所とサービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。
- ④ 市は提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ⑤ 指定特定相談支援事業所はサービス担当者会議を開催します。
- ⑥ サービス事業所との連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成します。
- ⑦ 利用者はサービス事業所と契約しサービスが開始されます。

■支給決定プロセス



「障害者」の相談支援体系

サービス等 利用計画	指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) ※事業者指定は、市町村長が行う。	● 計画相談支援 (個別給付) ・ サービス利用支援 ・ 継続サービス利用支援 ● 基本相談支援 (障害者・障害児等からの相談)
地域移行支援・ 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長等が行う。	● 地域相談支援 (個別給付) ・ 地域移行支援 (地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等) ・ 地域定着支援 (24時間の相談支援体制等) ● 基本相談支援 (障害者・障害児等からの相談)

「障害児」の相談支援体系

サービス等利用計画等	居宅サービス	指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長が行う。	● 計画相談支援 (個別給付) ・ サービス利用支援 ・ 継続サービス利用支援 ● 基本相談支援 (障害児や障害児の保護者等からの相談)
	通所サービス	障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市町村長が行う。	● 障害児相談支援 (個別給付) ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助

※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6のほうが必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう導入されました。

※サービス等利用計画とは

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービス等を利用する障害者の有する能力や環境などを評価し、利用者の希望する生活が出来るように支援するための課題を把握したあと、利用者の意向に基づき作成するものであり、市はこの計画案を勧奨して支給決定を行います。サービス等利用計画は障害福祉サービス利用者すべてに必要となります。

5 利用者負担

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分		世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護		生活保護世帯	0 円
低所得		市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	一般1	市民税所得割額16万円未満(※1)	9,300 円
	一般2	市民税所得割額16万円以上	37,200 円

(※1)居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者。

児童福祉法による障害児を対象としたサービスの利用負担

区 分		世帯の収入状況	利用者負担上限月額	
			通所施設 居宅利用者	入所施設利用者
生活保護		生活保護世帯	0 円	0 円
低所得		市民税非課税世帯	0 円	0 円
市民税課税世帯	一般1	市民税所得割額28万円未満	4,600 円	9,300 円
	一般2	市民税所得割額28万円以上	37,200 円	37,200 円

※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

※令和元年10月1日から児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の負担が無償化されました。

対象者：満3歳になって初めての4月1日から3年間(就学するまで)

・サービス利用中の方も無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を除く)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害のある方を 応援します！ 長門市の相談 支援事業所

福祉サービスを利用するための援助や専門機関の紹介など、障害をお持ちの方が自立した生活を安心して送れるように支援をします。

特定非営利活動法人 きらり

相談支援事業所 いぶき

■所在地 長門市東深川 1388 マイファムビル 1F
TEL 0837-22-3780 / FAX 0837-22-3781

■開所日・時間 月曜日～金曜日
8:30～17:30
(祝祭日・12/29～1/3・盆期間を除く)

■利用対象者 身体・知的・精神
障害または難病のあるお子様
から大人の方まで。

■医療的ケア児等
コーディネーター
配置

■事業所からのメッセージ

仕事のこと、経済的なこと、
将来のことや福祉制度のことなど、
生活の中での不安や困ったことな
どの相談窓口です。自立した生活
が送れるように総合的・継続的に
支援します。



社会福祉法人清風会

湯免清風園障害者相談支援事業所

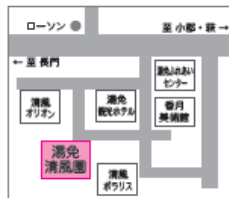
■所在地 長門市三隅中 393-1 湯免清風園内
TEL 0837-43-2121 / FAX 0837-42-1599

■開所日・時間 月曜日～金曜日
8:15～17:15
(祝祭日・年末年始を除く)

■利用対象者 身体・知的・精神
障害または難病のある18歳以
上の方。

■事業所からのメッセージ

何でもお気軽にご相談くださ
い。また、「障害者支援施設湯免清
風園」内にありますので、ご来所
の際は、ぜひご見学ください。お待ち
しています。



社会福祉法人永久会

長門市障害者相談支援センター

■所在地 長門市油谷新別名 1011-1
TEL・FAX 0837-32-2237

■開所日・時間 月曜日～金曜日
8:15～17:15

■利用対象者 身体・知的・精神
障害または難病のあるお子様
から大人の方まで。

■事業所からのメッセージ

「より良い暮らしがしたい…」に
ついての相談窓口です。住み慣れ
た地域で安心して生活をするため
に、みなさまの不安や悩み、そし
て、希望をお聞きして、ライフス
テージにあわせた支援計画を一緒
に考えていきたいと思います。



■医療的ケア児等
コーディネーター
配置

社会福祉法人 福祥会

福祥苑指定相談支援事業所

■所在地 長門市深川湯本 10624-1
TEL 0837-22-6423 / FAX 0837-22-6427

■開所日・時間 月曜日～金曜日
8:30～17:30
(祝祭日・12/30～1/3を除く)

■利用対象者 身体・知的・精神
障害または難病のある18歳以
上の方。

■事業所からのメッセージ

利用者様の思い、夢や目標を形
にできるよう、また導けるようにア
ドバイスしながら、一緒に考え、目
標に向かって邁進したいと思いま
す。



社会福祉法人長門市社会福祉協議会

地域活動支援センター たけのこ村

■所在地 長門市西深川 10845-1
TEL 0837-22-1633 / FAX 0837-22-2212

■開所日・時間 月曜日～金曜日
8:30～17:15
(祝祭日・年末年始を除く)

■利用対象者 身体・知的・精神
障害または難病のあるお子様か
ら大人の方まで。

■事業所からのメッセージ

利用者さんの能力や適性に応
じ、自立した日常生活や社会生活
を送れるように支援します。
お気軽にご相談ください。



～～ ②年金・手当等 ～～

障害基礎年金

総合窓口課 窓口班 (0837) 23-1127

国民年金に加入している方で、次のような場合に支給されることがあります。

- ① 国民年金に加入中または加入したことがある方で、65歳までに病気やケガなどで障害の状態になった場合
- ② 20歳に達する前に障害が生じた方が20歳になったとき

■年金額（令和7年度）

1級

67歳以下の方(昭和31年4月2日以降生まれ)	1,039,625 円+子の加算額
68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)	1,036,625 円+子の加算額

2級

67歳以下の方(昭和31年4月2日以降生まれ)	831,700 円+子の加算額
68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)	829,300 円+子の加算額

※ 18歳到達年度の末日までにある子（障害者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

※ 障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

（注）上記の1級・2級という障害等級は国民年金法で定めており、身体障害者手帳の等級ではありません。

特別障害者手当

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害をもつ在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。（所得制限などの制約があります）

■手当額（令和7年度）月額 29,590円

■申請に必要なもの

●申請者、配偶者、対象となる同居の扶養義務者のマイナンバーカード

●認定請求書・所得状況届

●認定診断書

●身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
（交付されている方のみ）

●請求者本人の年金証書（写）及び年金受領額のわかるもの
（受給されている方のみ）

●本人名義の預金口座通帳（認定されてから必要になります）

※その他、追加で提出いただく書類がある場合もあります。

障害児福祉手当

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。(所得制限などの制約があります)

■手当額(令和7年度)月額 16,100円

■申請に必要なもの

●認定請求書・所得状況届

●認定診断書

○申請者、配偶者、対象となる児童及び同居の扶養義務者のマイナンバーカード

○身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
(交付されている方のみ)

○請求者本人の年金証書(写)及び年金受領額のわかるもの
(受給されている方のみ)

○本人名義預金口座通帳(認定されてから必要になります)

※その他、追加で提出いただく書類がある場合もあります。

特別児童扶養手当

子育て支援課 こども家庭支援班 (0837) 23-1187

身体または精神に障害のある20歳未満の障害児を養育している保護者に支給されます。
(所得制限などの制約があります)

■手当の対象となる児童の障害の程度

1級(重度) ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの

・療育手帳の判定が最重度、重度程度の知的障害である場合または同程度の精神障害がある場合

2級(中度) ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの

・療育手帳の判定が中度程度の知的障害である場合または同程度の精神障害がある場合

※障害の程度はおおむね上記の通りですが、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方も「障害等級票」に該当すれば手当の対象となります。

■手当額(令和7年度) 1級(重度) 月額 56,800円

2級(中度) 月額 37,830円

■申請に必要なもの

●申請書

●認定診断書

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書が省略できる場合があります。

○身体障害者手帳または療育手帳(交付されている方のみ)

○戸籍謄本(外国籍の方は不要)

○申請者、配偶者、対象となる児童及び同居の扶養義務者のマイナンバーカード

○保護者名義の預金口座通帳

長門市重度心身障害者福祉手当

地域福祉課 障害者支援班 (0837)23-1243

当該年度12月31日現在、長門市在住で、心身に重度の障害がある方を在宅で介護されている保護者の負担を軽減するとともに、障害者福祉の向上に寄与することを目的に、福祉手当が支給されます。

- 対象者
- ①障害児 20歳未満で身体障害者手帳1～3級、療育手帳
精神障害者保健福祉手帳 所持者
 - ②重度障害者 20歳以上で身体障害者手帳1級、療育手帳A、
精神障害者保健福祉手帳1級 所持者
身体障害者手帳2・3級+療育手帳B若しくは
精神障害者保健福祉手帳2・3級 所持者
 - ③その他障害者 20歳以上の方で身体障害者手帳2・3級、
療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者

※ただし、②、③は住民税（所得割）非課税世帯に属している障害者に限ります。

※その他、対象要件について詳細は地域福祉課障害者支援班にお問い合わせください。

※申請受付期間：毎年度1月～2月末日

- 手当額
- ①障害児 年額30,000円
 - ②重度障害者 年額15,000円
 - ③その他障害者 年額 5,000円

■申請に必要なもの 【同一世帯の保護者が申請する場合】

- 福祉手当申請書
- 障害者手帳
- 振込先通帳（保護者のもの）

【保護者に監護されていない障害者本人が申請する場合】

- 福祉手当申請書
- 障害者手帳
- 振込先通帳（障害者本人のもの）

山口県心身障害者扶養共済制度

地域福祉課 障害者支援班 (0837)23-1243

心身障害者（児）を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることにより、保護者が死亡（重度障害を生じた場合も含む）した場合、障害者（児）に年金が支給されます。

- 対象者 下記のすべての要件を満たす保護者
- ①65歳未満で特別の障害や病気がない
 - ②次の者を扶養している：身体障害者手帳1級～3級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っているかこれらと同等の障害者・障害児

- 申請に必要なもの
- 加入等申込書
 - 年金管理者指定届出書
 - 障害者手帳
 - 住民票の写し（世帯全員・続柄が記載されたもの）

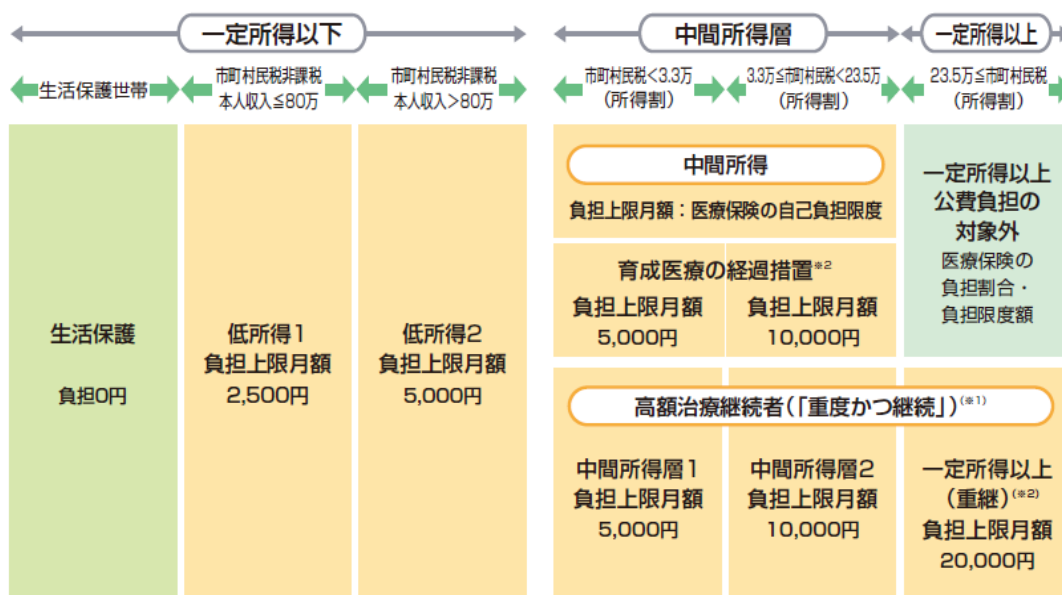
〜〜 ③ 医療 〜

障害に係る自立支援医療 地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、次の3つに大別されます。

	対 象 者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

■自己負担上限額



※世帯の所得水準に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定（これに満たない場合は1割）。また、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

■申請に必要なもの

●指定医療機関の医師が作成した意見書

- 身体障害者手帳（育成医療・精神通院は必要なし）
- 健康保険証(同一保険の方全員分)
- 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 受診者の年金や手当など年間収入が分かるもの（市民税非課税世帯の場合）
- 本人及び同一保険の方のマイナンバーが確認できるもの

重度心身障害者医療費助成制度

地域福祉課 障害者支援班 (0837)23-1243

重度の心身障害児（者）に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）を助成します。
（但し、他の公費負担や健康保険組合等により付加金が支払われるときはその額を除きます。）

- 対象者
- ①身体障害者手帳Ⅰ～Ⅲ級の所持者
 - ②療育手帳Aの所持者
 - ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の所持者
 - ④障害年金Ⅰ級の方

- 申請に必要なもの
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - 年金証書
 - 健康保険証

※所得要件がありますので、詳しくは地域福祉課障害者支援班までご相談ください。

後期高齢者医療の適用

総合窓口課 保険管理班 (0837)23-1143

高齢者医療確保法に基づく医療で、一般の方は満75歳から適用になりますが、一定の障害のある方は満65歳から適用されます。

- 対象者
- ①身体障害者手帳Ⅰ～Ⅲ級及びⅣ級（音声機能または言語機能の障害、下肢障害のⅠ号、Ⅲ号、Ⅳ号に該当する方のみ）の方
 - ②障害年金Ⅰ・Ⅱ級を受けている方
 - ③療育手帳Aの方
 - ④精神障害者保健福祉手帳Ⅰ・Ⅱ級の方

- 申請に必要なもの
- 申請書
 - 身体障害者手帳等（一定の障害の状態にある方は障害の状態を明らかにするもの）
 - 健康保険証

予防接種の助成

健康増進課 管理班 (0837) 23-1132

下記予防接種の助成を行っています。

- 対象者 接種日現在で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害者手帳Ⅰ級程度の障害を有する方

	接種期間	接種料金
肺炎球菌	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	肺炎球菌 2,870円 (生活保護受給者は無料)
インフルエンザ	令和7年10月1日～ 令和8年2月28日	10月広報で料金をご案内いたします。 ※2回目の接種は、任意の予防接種となり、全額自己負担となります。
新型コロナウイルス	秋冬	
带状疱疹ワクチン (※上記対象者下線部のみ)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	乾燥弱毒化生水痘ワクチン 2,660円 乾燥組替带状疱疹ワクチン 6,620円

- 必要書類 接種当日、診断書または身体障害者手帳の写しをご持参ください。

- 接種医療機関 山口県内の医療機関 ※希望する医療機関に必ず事前に確認ください。

～～ ④日常生活の援助 ～～

補装具の交付・修理

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

身体上の障害を補って日常生活や職業生活をしやすくするため、必要な用具の購入または修理の費用を支給します。

- 対象者 身体障害者手帳所持者
難病等による一定の障害がある人

■主な補装具種目

障害	種目
肢体不自由	義足、義手、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、 座位保持装置、車いす 電動車いす、歩行器、排便補助具(児) 座位保持いす(児)、起立保持具(児)、頭部保持具(児) 重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器(高度難聴用、重度難聴用、耳あな型) 人工内耳(修理のみ)

■補装具費の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

※原則Ⅰ割負担です。(市民税の課税状況により基準単価の範囲内で免除があります)

※一般区分で所得割額46万円以上の人がある場合、補装具にかかる費用は全額自己負担になります。(ただし18歳未満の児童の世帯は除く)

※所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

- 申請に必要なもの
- 補装具費支給申請書
 - 医師意見書
 - 処方票等(補装具種目によって添付が異なります)
 - 身体障害者手帳

日常生活用具給付

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

障害者（児）の日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具の給付をしています。

- 対象者 市内に居住地を有する障害者（ただし居住地特例を適用する）
難病等による一定の障害がある人

■主な日常生活用具種目

障害	種目
肢体不自由	特殊尿器、収尿器、特殊マット、特殊寝台、入浴担架 特殊便器、体位変換器、移動用リフト、便器用手すり 携帯用会話補助装置、入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助杖 移動・移乗支援用具情報通信支援用具 居宅生活動作補助用具(手すりの取付、段差解消工事等)、 訓練いす(児)、訓練用ベッド(児)
視覚障害	盲人用時計、点字タイプライター、電磁調理器、暗所視支援眼鏡 情報通信支援用具、盲人用体温計(音声式)、点字図書 視覚障害者用拡大読書器、盲人用体重計、点字器 歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ 視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用ワードプロセッサ(点字プリンター連動)
音声・聴覚 言語障害	聴覚障害者用屋内信号装置(聴) 聴覚障害者用通信装置(聴・音)、携帯用会話補助装置 聴覚障害者用情報受信装置(聴) 人工喉頭(音・言)、点字ディスプレイ(聴)
内部障害	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー 電気式たん吸引器 ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)、紙おむつ 動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)(難病のみ)
知的障害	頭部保護帽、特殊マット、特殊便器、火災警報器 自動消火器、電磁調理器
その他	火災警報器、自動消火器

※（児）：給付対象 18 歳未満の障害者手帳所持者のみ対象

※障害の等級、用具の内容により給付できないことがあります。

※市外に住所があっても、本市の居住地特例の方は対象となります。また、市内に居住地があっても、他市の居住地特例の方は対象となりません。

■利用者負担

※原則 1 割負担です。（市民税の課税状況により基準単価の範囲内で免除があります）

※一般区分で所得割額 4 6 万円を超える場合、日常生活用具給付にかかる費用は全額自己負担になります。

■申請に必要なもの

●日常生活用具給付申請書

○身体障害者手帳 又は 療育手帳

人工内耳装用者(児)に対する電池購入費及び体外装置購入費

・市内に住所を有し聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受け、現に人工内耳を装用している者(児)に対する電池購入費及び体外装置購入費の一部を助成します。

■相談窓口 地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

・市内に居住し身体障害者手帳の交付対象者でない 18 歳未満の難聴児で、両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満である難聴児、又は、医師が装用の必要を認めた難聴児に対する、補聴器の購入費・修理費の一部を助成します。

■相談窓口 地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

手話奉仕員・通訳者の派遣

市内に住居を有し、手話通訳を必要とする聴覚障害者等を対象に、日常生活のコミュニケーションの方法として手話通訳者を派遣します。

■相談窓口 地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

要約筆記奉仕員・要約筆記者の派遣

市内に住居を有し、要約筆記を必要とする聴覚障害者等を対象に、日常生活のコミュニケーションの方法として要約筆記奉仕員・要約筆記者を派遣します。

■相談窓口 地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

※手話通訳・要約筆記について

手話通訳や要約筆記は、聴覚等に障害のある方のコミュニケーション手段を確保するうえで、大切な役割を担っています。医療機関への受診や、市役所等における手続きの際などにおいて、意思疎通のサポートを行います。

「手話通訳」

聴覚に障害のない方たちの音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害のある方たちの手話を音声の言葉に置き換えることで、互いの意思疎通を図ります。

「要約筆記」

主に手話を知らない「中途失聴者」や「難聴者」の方に適した情報伝達のサポート。
話している言葉を「速く、正しく、読みやすく」要点をまとめて文章にします。

声の広報

視覚障害者の方を対象に、市広報及び議会だよりを声の広報テープとして発行しております。

■問い合わせ先 長門市社会福祉協議会 TEL (0837) 22-8294

車椅子の貸出

障害者、高齢者に車椅子の貸出しを行っています。原則として1カ月以内となります。

■問い合わせ先 長門市社会福祉協議会 TEL (0837) 22-8294

生活福祉資金の貸付

■問い合わせ先 長門市社会福祉協議会 TEL (0837) 22-8294

移動支援

屋外での移動が困難な障害者及び障害児について、自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援することにより、障害者等の地域における自立生活及び社会参加を促します。

～移動支援事業実施事業所一覧～

事業所名	電話番号
ゆもと苑指定訪問介護事業所	0837 - 22 - 7002
ヘルパーステーションしあわせ長門	0837 - 23 - 1616
長門市社協ゆや訪問介護事業所	0837 - 32 - 0931
訪問介護事業所はればれ長門	0837 - 23 - 2323
ヘルパーステーション生き生きネットみすみ	0837 - 42 - 1255
ヘルパーステーションつむぎ	0837 - 37 - 2386

■相談窓口 地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

あしすとパートナーによるピアカウンセリング

お子さんの成長に心配のある方、育児が上手くいかないと感じている方を対象に、先輩パパ・ママの体験談や、日ごろの悩みや疑問など、ざっくばらんに話をする、ほっと一息つける茶話会を開催します。

■日 時 毎月第3日曜日 10:00～12:00(8月はお休みです)

■場 所 児童デイ・ケアセンターあゆみ(みのり保育園隣接)

■参加料 無料

■個別相談 随時、電話・メールにて受付

■問い合わせ先 NPO法人きらり TEL 080-2939-8328

e-mail assist-partner@orange.ocn.ne.jp

あしすとパートナーとは

発達障害等のある子の子育てをした経験が誰かの参考になればと、相談を受けるための講座を受講し、市から認定されたアドバイザーです。

成年後見制度

認知症、知的障害もしくは精神障害などで、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援します。

■あなたの財産や権利を守ります

財産の管理	契約の代理や取り消し	介護・医療へのサポート
出入金の確認をしながら現金や預貯金の管理をします。	一人で行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消しなどを代わりに行います。	要介護認定の申請や介護サービスの契約、医療機関との契約を行い、利用者が安心して生活を送れるようにサポートします。

■申立てをする人 本人や配偶者、4親等内の親族など

※該当する人が居ない、音信不通等の場合には市長申立てが行えます。

■手続き場所 本人の住所地を管轄している家庭裁判所

■相談窓口 高齢福祉課地域包括ケア推進室 TEL (0837) 27-0035

成年後見制度利用支援事業

市内に居住する判断力がない、又は不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、市が行う成年後見制度の利用を支援する事業です。

- 内容
- ・市長申立
 - ・申立て費用の支援
 - ・成年後見人等に対する報酬等の助成

■対象者 【市長申立について】

- ・申立てを行う身寄りが居ない、または音信不通等の場合

【申立て費用の支援・成年後見人等に対する報酬等の助成について】

- ・生活保護受給者
- ・審判申立費用又は報酬を負担することで、生活保護法に規定する要保護者となる者
- ・この助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

■相談窓口 地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

長門市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは速やかに担当窓口に通報することが義務付けられています。

障害のある方々を周囲や地域で見守りましょう。

気になること等、何か相談したいことがありましたら相談窓口にご連絡ください。

■障害者虐待について

身体的虐待	・体に傷を負わせる暴行を加えること ・正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること (例)平手打ち、殴る、蹴る、つねる、不要な薬を飲ませる
性的虐待	・無理矢理わいせつな行為をしたり、させたりすること (例)裸にする、性的行為を強要する、キスをする わいせつな言葉を使う
心理的虐待	・著しい暴言や拒絶的な言動や態度で精神的苦痛を与えること (例)怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない
放棄・放任 (ネグレクト)	・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をしないで、身心を衰弱させること (例)十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる
経済的虐待	・本人の同意なしに財産や年金、賃金などを勝手に処分すること ・正当な理由がなく、金銭を与えないこと (例)年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う

■相談窓口 長門市障害者虐待防止センター（地域福祉課内）

T E L (0837) 23-1243

合理的配慮の提供が義務化されました

令和6年4月1日から国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられました。

合理的配慮とは、障害のある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要とする意思が伝えられた時に、過重な負担とならない範囲でできる対応をすることです。求められた配慮が過重な負担となるときは、その理由を説明し、別の配慮を提案するなど建設的に話し合うことが大切です。

こんな合理的配慮の提供ができます

物理的環境への配慮 (例:肢体不自由)



飲食店で車椅子のまま着席したい。



机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮 (例:弱視難聴)



難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例:肢体不自由)



文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

ひきこもりに関する相談支援

人との関わりに不安を感じている。これからの生活を考えても漠然と何をしたらいいのかわからずに不安を抱えている。そんな方の悩みや相談を受け付けています。
様々な視点から相談に対応できるように、支援者間で連携しながら一緒に出来る事から考えていきます。

■相談窓口

・ひきこもりに関する相談

障害福祉関係の支援や相談

基幹相談支援センター (0837) 23-1243

・様々な福祉の相談

福祉総合相談窓口 (0837) 27-0035

・健康面や心の相談

長門市保健センター (0837) 23-1133

・居場所の提供、相談

“里”の居場所 080-2934-4402

ふらっとホーム (0837) 23-1600

長門市ひきこもりサポート推進事業

さと “里”の居場所

家以外の居場所がほしい
外に出るきっかけがほしい
家族以外の誰かと話したい
そんなあなたへ

気が向いたときにお越しください

- 開所日：毎週 火曜日・水曜日
(祝日、年末年始を除く)
- 時 間：12時～16時
- 場 所：里（三隅豊原 里カフェ2階）
- 利用料：無料

お問い合わせ先（直通電話）
080-2934-4402
※対応できない時間帯もあります
NPO法人きらり 担当 阿武・阿藤

インターネットをしたり
本を読んだり
何かを作ったり
誰かと話したり・・・

コーヒーを飲んだり
農業体験をしたり

もちろん
何もしなくても大丈夫。
過ごし方は自由です。

長門市 三隅 豊原 里（里カフェ2階）

長門市 三隅 豊原 里（里カフェ2階）

長門市 三隅 豊原 里（里カフェ2階）

地域活動支援センターたけのこ村

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場、社会適応訓練の場として、障害者の地域生活を支援します。

■日 時 月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15

■場 所 長門市西深川10845-1（上川西2区）

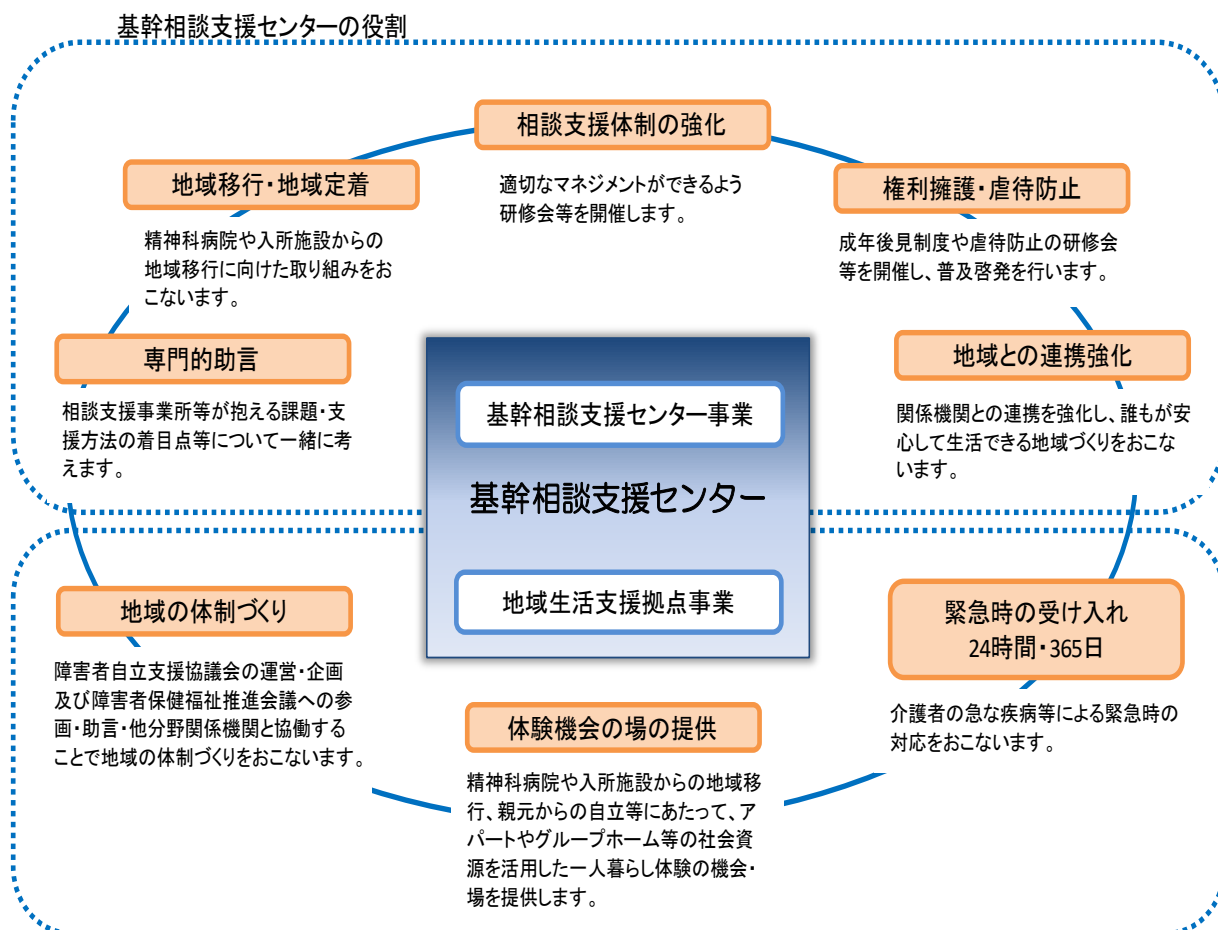
■利用料 実費相当分

■問い合わせ先 長門市地域活動支援センター TEL (0837) 22-1633

基幹相談支援センター

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

基幹相談支援センターは、さまざまな支援対象から挙がる課題を集約し、障害がある人の暮らしが充実するよう地域全体の支援力の向上を促すとともに、障害者本人の状態に応じたサービスが適切に利用されるよう、地域の相談機関への指導・助言・人材育成を行います。



～～ ⑤交通・移動の援助 ～～

JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分（第1種または第2種）に応じて、次に定める範囲で運賃が割引になります。

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き乗車日当日に有効期限内）を提示して割引乗車券を購入してください。

区分	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券及び普通急行券	5割引
	単独で乗車する場合	片道100kmを超えときの普通乗車券	5割引
第2種	単独で乗車する場合	片道100kmを超えときの普通乗車券	5割引

※療育手帳は、A＝第1種 B＝第2種となります。

※精神障害者保健福祉手帳は、1級＝第1種 2・3級＝第2種となります。

※グリーン料金、特急料金は割引されません。

※12歳未満の障害児は、小児運賃の5割引です。ただし、小児定期乗車券は割引されません。

※詳しいお問い合わせは、各鉄道会社までお願いします。

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、運賃が割引になります。

【路線バスの場合】

料金を支払う際に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

【乗車券、定期乗車券を購入する場合】

発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

- 割引内容 普通旅客運賃 5割引
- 定期旅客運賃 3割引

※ただし、小児旅客運賃は割引になりません。

※詳しいお問い合わせは、各バス会社までお願いします。

デマンド交通運賃の割引

利用には、事前登録、事前予約が必要となりますが、自宅付近から乗り降りでき、地域の中心地や駅・バス停等の主要地の間を移動することができます。

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及びこれらの者を介助する方は運賃が5割引になります。

※詳しいお問い合わせは、各運行事業者までお願いします。

青海島地区	長門山電タクシー	(0837)26-2788
湯本地区	富士第一交通	(0120)39-2030
長門市街地区	長門山電タクシー 富士第一交通	(0837)26-2788 (0120)39-2030
渋木・真木地区	新日本観光交通	(0837)22-0200
俵山地区	NPO法人ゆうゆうグリーン俵山	(0837)29-5070
三隅地区	安全タクシー	(0837)43-0855
黄波戸・西深川地区	富士第一交通	(0120)39-2030
日置地区	古市タクシー	(0837)37-3194
油谷地区 (菱海・宇津賀地区)	人丸タクシー	(0837)32-1126
向津具地区	NPO法人むかつく	(0837)34-0868

航空旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分（第1種または第2種）に応じて、次に定める範囲で運賃が割引になります。

また、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き搭乗日当日に有効期限内）をお持ちの方は、一部航空会社で割引になります。

手帳を提示して航空券を購入してください。表内の割引の対象となるのは、本人、介護者が満12歳以上で、下記に該当する場合です。

区分	条件	割引範囲	
		全日本空輸グループ	日本航空グループ
身体障害	第1種	本人・介護者	本人・介護者
	第2種		
知的障害	第1種	本人・介護者	本人・介護者
	第2種		
精神障害		本人・介護者	本人・介護者

※割引料等の詳しい内容は、各航空会社で異なりますので直接航空会社までご確認をお願いします。

※介護者（1名まで）が共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入する必要があります。

※12歳未満の割引範囲に関しては、各航空会社で異なりますので各航空会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

身体障害者または知的障害者のための有料道路（一部有料道路除く）の割引制度があります。

割引率は5割です。また、ETCを利用して割引を受けることもできます。

なお、有効期限は2年間となっていますので、継続して割引を受けようとする場合は、更新手続きが必要です。精神障害者保健福祉手帳は割引の対象にはなりません。

対象者	障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けた方
	介護者が運転する場合	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方のうち、種の区分が「第1種」の方

※割引の対象となる自動車は、障害者一人につき一台のみ登録できます。

※営業用車両は対象となりません。

※登録できる自動車は、障害者本人又は家族名義のものに限ります。

長門市心身障害者等福祉タクシー助成事業

地域福祉課 障害者支援班 TEL (0837) 23-1243

長門市では、心身障害者の日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の向上を目的にタクシー利用券の交付を行っています。

- 対象者 市内に住所があり、次の手帳を所持している方
- ・身体障害者手帳Ⅰ～Ⅲ級、下肢Ⅳ級、その他Ⅳ級Ⅰ種
 - ・療育手帳A・B
 - ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ～Ⅱ級

- 助成額と枚数 年間48枚、1回の乗車で利用券が3枚（1枚500円）まで利用できます。

人工透析通院者は、透析回数により104枚～312枚。

駐車禁止除外車両標章の交付

身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難な方、または療育手帳Aの交付を受けている方は駐車禁止除外車両標章の交付を受けることができます。

※詳しいお問い合わせ、申請の手続きは住所地を所轄する警察署までお願いします。

- 問い合わせ先 長門警察署 TEL (0837) 22-0110

自動車運転免許の取得費の助成

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的に、障害者が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。必ず、運転免許を取得する前にご相談ください。
申請前に取得された場合は、助成することができません。

- 対象者
- ①身体障害者手帳の障害等級が1級から3級の方、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、山口県公安委員会が行う自動車運転免許適正試験に合格された方
 - ②身体障害者手帳の障害等級が4～6級で、適正試験により運転することが出来る自動車の種類（オートマチック車等）を限定された方
 - ③運転免許の取得により、就労等社会参加が見込まれる方、または社会参加の状況を継続することができると見込まれる方
- 助成額 自動車運転免許の取得に直接かかった費用の2/3で10万円を上限
- 手続きに必要なもの

- 【申請する時】
- 申請書
 - 適性試験に合格したことを証明する書類の写し
 - 障害者手帳
- 【請求する時】
- 請求書
 - 運転免許証の写し
 - 領収書（所要経費を証明できるもの）

自動車改造の助成

地域福祉課 障害者支援班 (0837) 23-1243

身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的に、身体障害者本人または同一世帯の家族が所有し、かつ、本人が運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成します。必ず、改造する前にご相談ください。申請前に改造された場合は、助成することができません。

- 対象者 身体障害者手帳所持者 ※所得制限あり
- 助成額 10万円以内
- 手続きに必要なもの
- 【申請する時】
- 申請書
 - 所得課税証明書
 - 改造に係る経費の見積書
 - 運転免許証の写し
 - 車検証等自動車の所有者を確認できる書類
 - 身体障害者手帳
- 【請求する時】
- 請求書
 - 改造後の写真
 - 振込先の分かるもの（通帳等）

～～ ⑥公共料金の減免 ～～

NHK放送受信料

次のような場合は、NHKの放送受信料の減免を受けることができます。

料金 (全額免除の場合)	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を持っている人が属する世帯全員が、市民税非課税である場合
料金 (半額免除の場合)	1. 世帯主が視覚障害又は聴覚障害の手帳を所持している場合 2. 世帯主が「身体障害者手帳 1・2 級」「療育手帳A」「精神障害者保健福祉手帳1級」を所持している場合

■申請手続き 障害者支援班、各支所・出張所で「放送受信料免除申請書」に所定の証明を受けてから、NHKの営業窓口へ提出してください。

■申請に必要なもの ●放送受信料免除申請書
●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
●印鑑

ケーブルテレビ放送受信料 ケーブルテレビ放送センター (0837) 23-1541

次のような場合は、ケーブルテレビの放送受信料の減免を受けることができます。

料金 (全額免除の場合)	長門市に生活の本拠としての住居を有する世帯で、NHK放送受信料免除基準の「全額免除」に該当するもの
料金 (半額免除の場合)	長門市に生活の本拠としての住居を有する世帯で、NHK放送受信料免除基準の「半額免除」に該当するもの

■申請窓口 ケーブルテレビ放送センター、デジタル戦略課、各支所・出張所

■申請期間 毎年7月1日～7月31日（毎年7月1日基準）

■申請に必要なもの ●減免申請書
●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
●世帯全員の市民税課税証明書
（転入等の理由が必要な場合があります）

～～ ⑧観光・温泉施設の割引 ～～

観光・温泉施設の割引

下記観光・温泉施設について、障害者手帳を提示することにより割引料金で利用ができます。

施設名	割引後料金	対象者
金子みすゞ記念館	無料	・長門市民 ・身体障害者手帳所持者 (身体障害者手帳 1～4 級の方は付添人1名含む) ・精神障害者保健福祉手帳所持者(付添人1名含む) ・療育手帳所持者(付添人1名含む)
香月泰男美術館	無料	
村田清風記念館	無料	
くじら資料館	無料	
湯免ふれあいセンター	中学生以上 400 円 小学生 150 円 幼児 50 円	・身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・療育手帳所持者
黄波戸温泉交流センター	中学生以上 300 円 小学生 150 円 幼児 50 円	

■お問い合わせ先	金子みすゞ記念館	TEL (0837) 26-5155
	香月泰男美術館	TEL (0837) 43-2500
	村田清風記念館	TEL (0837) 43-2818
	くじら資料館	TEL (0837) 28-0756
	スポーツ文化交流課	TEL (0837) 23-1119
	観光政策課 施設管理班	TEL (0837) 23-1252

～～ ⑨オストメイト対応トイレ ～～

病気や事故等が原因で臓器に障害を負い、手術によって腹部に便や尿の排泄口となるストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設した方をオストメイトといいます。

オストメイトの方はパウチという便や尿をためておく袋を腹部に装着されており、定期的にパウチにたまった排泄物を捨て、洗浄をする必要があります。パウチにたまった排泄物を捨てる流しや、洗浄のための水栓設備のあるトイレをオストメイト対応トイレといいます。

長門市の公共施設等 22 か所にオストメイト対応トイレを設置しています。



オストメイトに対応した設備があるマーク

NO	施設名	所在地	設置数
1	長門市役所本庁舎	東深川 1339 番地 2	3
2	消防庁舎(中央消防署)1階	東深川 1902 番地 1	1
3	ラポールゆや	油谷新別名 10833 番地	1
4	長門市立図書館 1階	仙崎 441 番地 1	1
5	長門市中央交流プラザ	東深川 1326 番地 6	1
6	金子みすゞ記念館	仙崎 1308 番地	1
7	長門市総合文化財センター (ヒストリアながと)	東深川 2660 番地 4	1
8	ルネッサながと ながと総合体育館	仙崎 10818 番地 1	1
9	農業者トレーニングセンター	深川湯本 584 番地 2	1
10	仙崎地区交流拠点施設 (道の駅センザキッチン内・おもちゃ美術館横)	仙崎 4297 番地 1	2
11	深川小学校管理教室棟(保健室前)	東深川 2688 番地 1	1
12	油谷小学校管理教室棟(保健室内)	油谷新別名 10666 番地	1
13	長門市保健センター	東深川 1326 番地 6	1
14	油谷中央交流プラザ	油谷新別名 10803 番地	1
15	YY ふれあいセンター	油谷新別名 964 番地	1
16	児童デイ・ケアセンターあゆみ	西深川 3767 番地 5	1
17	長門市地域医療連携支援センター	仙崎 198 番地 1	2
18	湯免ふれあいセンター	三隅中 251 番地 6	1
19	長門湯本温泉駐車場	深川湯本 2332 番地 1	1
20	長門市市民活動支援センター	東深川 1326 番地 6	1
21	俵山多目的交流広場	俵山 11356 番地	1
22	山口県漁協通支店(通漁村センター) 2 階	通 671 番地 15	1
23	萩長門清掃工場「はなもゆ」	萩市山田 2406 番地	1
24	仙崎交流プラザ	仙崎 2000 番地	1
25	油谷中央交流プラザ	油谷新別名 10803 番地	1



山口県あいサポート運動
（サポートマーク）

山口県で作られたマーク。
援助や配慮が必要な人が周りに知らせるためのマーク。



ヘルプマーク

援助や配慮が必要な人が周りに知らせるためのマーク。

外見からは分からなくても
援助や配慮を必要としている方のためのマーク



あいサポート運動のシンボルマーク
（あいサポートバッジ）

あいサポーターが身に着けているバッジ。
日常的に身に着け、気軽に手助けしやすい
環境を作るとともに、共生社会の大切さな
どを広めます。

2025 年度版

障害者福祉のしおり

編集 長門市地域福祉課 障害者支援班